第四十一条中第三号を削り、第二号中「農林水産物、飲食料品及び油脂の流通」を「農林水産部の所掌事務に係る物資の流通及び消費」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三　食文化の振興に関する事務のうち農林水産部の所掌に係るものに関すること。

第四十三条見出し中「企画指導官」を「総合農政推進官、企画指導官」に改め、同条第一項中「企画指導官一人」を「総合農政推進官一人、企画指導官一人」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　総合農政推進官は、命を受けて、農林水産部の所掌事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事務を行う。

第四十五条第一項中「土地改良課」を「農村振興課」に改め、同条第二項中「（中山間地域等の総合的な振興計画の作成に関することに限る。）」を削り、同項中「第十四号」を「第十五号」に改め、同条第四項中「土地改良課」を「農村振興課」に改める。

第四十九条見出し中「企画指導官及び」を削り、同条第一項中「食品・環境課」を「食料産業課」に改め、同項中「企画指導官及び」及び「それぞれ」を削り、同条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第五十二条第二号中「関すること」の下に「（企画振興課の所掌に属するものを除く。）」を加え、同条中第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百十四条第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

十　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第五十二条の二第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

十一　熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三十三条の二第五項の規定により委任された権限に係る事務に関すること。

第五十三条中第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　経済産業部の所掌事務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（地方の創生に関する事務のうち重要事項の企画及び立案並びに推進に関することに限る。）。

第五十七条の二第二号中「関すること」の下に「（政策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十八条第三号中「関すること」の下に「（政策課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第五十九条中「総括検査・技術指導官、工事検査官」を「技術検査官五人」に改める。

第六十二条の二第一項第七号中「（総括検査・技術指導官の職務に属するものを除く。）」を削る。

第六十七条第十七号中「第四条第二十九号の業務等」を「第四条第一項第二十八号の資産等」に改める。

第七十一条を次のように改める。

（技術検査官の職務）

第七十一条　技術検査官は、直轄事業に係る検査並びに入札及び契約の技術的審査（港湾建設課、空港整備課及び港湾空港事業執行管理官の所掌に属するものを除く。）に関する事務を行う。

第七十二条の二を削り、第七十一条の三を第七十一条の二とする。

第八十条を削り、第八十条の二を第八十条とする。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第一条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「、区」の下に「又は総合区」を加える。

第二号様式記載上の注意(23)―3 a(d)中「あたっては、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で」を「当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。㉘b及び㊺cにおいて同じ。）までを記載しても」に改め、同記載上の注意㉘b及び㊺c中「については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で」を「の記載に当たっては、市町村までを記載しても」に改める。

第二号の四様式記載上の注意㉔d中「市区町村名」を「市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。㉕b(c)及び㉖cにおいて同じ。）」に改め、同記載上の注意㉕b(c)及び㉖c中「市区町村名」を「市町村」に改める。

第二号の五様式記載上の注意㊸b中「については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で」を「の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても」に改める。

第三号様式記載上の注意㉕c及び第四号の三様式記載上の注意⑮c中「市区町村名」を「市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）」に改める。

第五号様式記載上の注意(7)b中「については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で」を「の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。⑳cにおいて同じ。）までを記載しても」に改め、同記載上の注意⑳c中「市区町村名」を「市町村」に改める。

第五号の二様式記載上の注意㉒b中「については、市町村（政令指定都市にあっては区）程度の記載で」を「の記載に当たっては、市町村（第21条第2項に規定する市町村をいう。）までを記載しても」に改める。

第七号様式記載上の注意㊻a、第八号様式記載上の注意㉘a、第九号の三様式記載上の注意⑯b及び第十号様式記載上の注意⑳a中「市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）」を「市町村（第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）」に改める。

（外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第二条　外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十七年大蔵省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「東京都の特別区の存する区域及び」を「特別区を含むものとし、」に改め、「、区」の下に「又は総合区」を加える。

（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第三条　特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四号様式記載上の注意⑭c中「市区町村名」を「市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。）」に改める。

第四号の二様式記載上の注意⑯c中「市区町村名（外国である場合には、これに準ずるもの）」を「市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいい、外国におけるこれらに相当するものを含む。）」に改める。

第四号の三様式記載上の注意㉑中「市区町村名」を「市町村（企業内容等の開示に関する内閣府令第21条第2項に規定する市町村をいう。㊵において同じ。）」に改め、同記載上の注意㊵中「市区町村名」を「市町村」に改める。